

# 労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案概要

## 趣旨

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第1条において、改正法の施行期日はその内容ごとに、公布の日（平成26年6月25日）から起算してそれぞれ6か月、1年、1年6か月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

本政令案では、公布の日から2年以内に施行することとされている内容について施行期日を定めるものである。

## 改正内容

## 施行期日

### (1) 化学物質のリスクアセスメントの実施

- 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施を事業者の義務とする。



平成28年6月1日

### <参考> 制定済みの施行期日

(2) ストレスチェック及び面接指導の実施



平成27年12月1日

(3) 受動喫煙防止措置の努力義務

(4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

(5) 外国に立地する検査機関の登録



平成27年6月1日

(6) 第88条第1項に基づく届出の廃止

(7) 電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定



平成26年12月1日